2008/8/22 デーリー東北

青森クリーン（むつ）に搬入へ

来月から埋め立て処分

県境産廃

田子町と二戸市の県境にまたがる産業廃棄物不法投棄問題で、青森県は二十一日、新たに九月一日から、むつ市の青森クリーン（春好光社長）の埋め立て最終処分場に普通産廃を搬入し、処理を開始すると発表した。県は産廃特措法期限の二〇一二年度までに、田子町に残る約八十一万㌧（八月十五日現在）を全量搬去する方針。同社では、〇八年度中に最大一万五千㌧の処理を見込んでいる。

県の県境再生対策室によると、新たに運搬と処理業務を行うのは、青森クリーンなど七社で構成する共同企業体。八月二十日、県と随意契約を結んだ。

県境産廃の搬入先は計五カ所となり、内訳は焼却処理施設が三カ所、埋め立て最終処分場が二カ所。青森クリーンは一九九四年二月に設立され、〇七年三月に産廃処理の許可を受けている。

本年度の契約は、単価が産廃一㌧当たり二万二千五百円。搬入量は一日当たりトラック十台、約百㌧を予定。ルートは国道4号、下北半島縦貫道、国道279号を利用する。田子町から処分場まで、片道約三時間かかる見込みだ。

九月一日は四十㌧を試行搬出し、安全に運搬できるか県が確認。二日から百㌧を搬出する。搬出は平日のみ実施する。県は七月までに、むつ市や地元町内会に説明し、理解を得たとしている。

県は二十一日、県議会環境厚生常任委員会に報告。山口昇環境生活部長は「二二年度までに原状回復事業を完了できるよう、引き続き安全かつ計画的、効率的に搬去を進めていく」と説明した。